

地球温暖化対策
ICT イノベーション推進事業
(PREDICT)

評価の手引

平成22年2月
総務省

目 次

はじめに.....	2
第 1 章 評価実施上の共通原則	2
1 評価手法	2
2 評価基準	3
3 評価体制	4
4 評価結果の取扱い	4
第 2 章 各評価における評価の指針.....	6
1 採択評価	6
2 継続評価	7
3 終了評価	8
4 追跡評価	10
第 3 章 評価項目、評価の観点	12
競争的研究資金制度による課題の評価について	15
研究開発制度及び研究開発課題に係る評価の観点の例.....	16

はじめに

本手引は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 13 年 11 月 28 日内閣総理大臣決定、平成 20 年 10 月 31 日最終改定）に従い、「情報通信技術の研究評価の在り方について」（平成 14 年 3 月 13 日情報通信審議会諮問第 2 号答申）を受けて制定した「総務省情報通信研究評価実施指針」（平成 14 年 6 月 21 日制定、平成 21 年 10 月 29 日最終改定）に基づき、「地球温暖化対策 ICT イノベーション推進事業（PREDICT）」における研究開発課題を評価するにあたって必要とされる事項について定めるものです。

第 1 章 評価実施上の共通原則

1 評価手法

(1) 評価対象

本手引による評価対象は、PREDICT により実施する個別の研究開発課題とします。

(2) 評価の種類

○ 採択評価

新規課題公募への応募課題の中から採択する課題を決定するために実施する評価。

○ 継続評価

既に実施中の課題のうち、翌年度も引き続き実施を計画している課題について、当該年度における研究開発の実施状況等の適否を確認するとともに、次年度の実施計画等の適否を判断し、評価結果を次年度の適切な資源配分に反映させるために、年度内に実施する評価。

○ 終了（事後）評価

研究開発の毎年度の終了にあたって、当該年度における研究開発の実施状況等の適否を判断する評価、及び研究開発がすべて終了した時点において研究開発期間全体を通して得られた研究開発成果について、実施する評価。毎年度の終了にあたって実施する評価は継続評価をもって代え、研究開発の全期間が終了した時点において実施する評価を、以下では終了評価と呼びます。

終了評価では、当該研究開発課題の目的が達成されたか否かを評価します。加えて、研究開発成果の活用・展開、波及効果の可能性を把握します。さらに、追跡評価の実施の必要性についても判断します。

評価結果は、必要に応じて、PREDICT の施策の見直しにも反映します。

○ 追跡評価

研究開発の終了後、一定の期間を経過してから、研究開発の直接の成果から生み出された効果・効用（アウトカム）や波及効果（インパクト）

を確認し、その活用状況等を把握する評価。

評価結果は、必要に応じて、PREDICT の施策の見直しにも反映します。

(3) 評価の観点の設定

PREDICT では目的、内容、性格に応じた適切な評価を行うため、別紙 1 及び別紙 2 に示す評価の観点にしたがって、評価項目・評価の観点を設けます。

2 評価基準

(1) 評価基準の設定

後段(2)「評価の観点の例」及び研究の目的・内容あるいは研究分野ごとの特性等に配慮しつつ評価項目・評価の観点を設定。

また、評価の客観性を確保する観点から、「研究開発目標」及び「研究開発成果(実績)」として以下の定量的指標の提案書への記載を原則として義務付けます。

- ・ 対外発表(論文、学会等)件数
- ・ 特許出願件数あるいは標準化提案件数

(2) 評価の観点の例

評価の種類ごとに、主として以下の観点から評価を行います。

実施に当たっては、別紙 2 に示す評価の観点の例を踏まえ、評価項目・評価の観点を設定します。

○ 採択評価

有効性(達成目標、効果)・効率性(計画・体制の妥当性、費用対効果)。

必要に応じて、同一の研究者が過去に PREDICT で実施した課題において評価された結果を勘案して評価することがあります。

○ 継続評価

評価を行う時点において設定されている目標に対する達成状況についての有効性(目標達成度、成果)・効率性(進捗状況に基づく研究計画、体制の妥当性、費用対効果)及びそれらを踏まえた上で今後の研究計画において想定される有効性(達成目標、成果)・効率性(計画・体制の妥当性、費用対効果)。

○ 終了評価

最終目標として設定されている目標に対する達成状況についての有効性(目標達成度、成果)。

○ 追跡評価

終了評価実施時に未達成であった目標に対するその後の達成状況についての有効性(目標達成度、成果)、又は当初想定した目標以外で終了評

価実施以降に獲得された派生的・副次的な成果の有効性、等。

3 評価体制

(1) 評価の実施、評価者の責務

総務省は評価委員会に評価を依頼します。評価委員会の体制及び評価者の責務は「地球温暖化 ICT イノベーション推進事業評価委員会開催要綱」において必要な事項を定めます。

(2) 評価者の選任

評価の公正さを高めるため、評価者は学識経験等を有する外部専門家¹・外部有識者²とします。

4 評価結果の取扱い

(1) 評価内容等の被評価者への通知

○ 評価結果の開示

採択評価実施後、採択通知又は不採択通知により評価結果を被評価者へ通知することとします。

継続評価・終了評価・追跡評価実施後においても、評価結果を被評価者へ通知します。

○ 被評価者が意見を述べることができる仕組み

被評価者本人から評価結果について意見がある場合は、PREDICT事務局がこれをよく聴取した上で対応することとします。また必要に応じて評価委員会が当該意見について検討を行うものとします。

○ 評価結果の制度の改善への反映

総務省は、評価結果や評価委員の意見等を踏まえて、制度の仕組みや評価方法等の制度運営等の改善に反映させます。また、必要に応じて、評価者及び被評価者に対して、制度運営の改善等に関するアンケート等を実施し意見を聴取することとします。

(2) 評価結果の公表又は開示

個人情報や企業秘密の保護、国家安全保障、知的財産権の取得状況等に十分配慮した上で、採択評価、継続評価、終了評価、追跡評価の評価

¹ 評価対象の研究開発分野及びそれに関連する分野の専門家で、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者。

² 評価対象とは異なる研究開発分野の専門家その他の有識者であり、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者。

結果については、評価者の氏名³とともに原則公表することとします。
ただし、採択評価においては、採択課題のみ評価結果を公表します。
不採択課題の評価結果については、提案者本人にのみ通知します。

(3) 評価結果の資源配分への反映

○ 採択評価、継続評価

採択評価及び継続評価の評価結果に基づいて、以降の研究計画及び資金計画に反映させることとします。

○ 終了評価、追跡評価

同一の研究者が次回以降異なる課題の提案を行った場合、以前の終了評価及び追跡評価の評価結果の内容を、必要に応じて採択評価に反映させることができるものとします。ただし、初めて応募する研究者等が不利にならないよう十分に配慮することとします。

³ この場合の評価者とは、原則、最終的な評価結果を判断する評価委員会のみとし、専門評価委員はその対象としない。

第2章 各評価における評価の指針

1 採択評価

(1) 評価の目的

新規採択課題の決定及び当該課題における研究費の配分、応募時に提案された研究計画案の修正指示項目等を総務省が決定するために行います。

(2) 評価の対象

本評価の対象は、研究開発課題提案書及びその添付資料一式とします。また、必要に応じて実施するヒアリングにおいて聴取した事項も本評価の対象とします。

(3) 評価方法について

I 評価方針

評価は、原則として、①主として情報通信技術に関する研究開発内容について高度に専門的な知見に基づいて行われる専門評価（第1次評価）と、②専門評価の結果における相対順位に基づき一定数（採択予定課題数の3～4倍程度）に絞り込まれた提案課題に対して、専門的知見のみならず、社会的波及効果や費用対効果などを考慮して行われる総合評価（第2次評価）の2段階の評価として実施します。

ただし、専門評価を総合評価と一体で行うことも可能とします。

また、専門評価及び総合評価の目的を変更することも可能とします。

① 専門評価（第1次評価）について

各提案課題について主に「科学的・技術的な観点からの評価」を行うため、課題が扱う技術分野について専門的な知見を有する複数の専門評価委員による書面評価を実施し、評価にウェイトを付けた評価点の平均を最終的な評価点とします。

専門評価の観点等詳細については別途定めるものとします。

② 総合評価（第2次評価）について

提案課題の技術性だけでなく、研究成果の実用化・事業化等による社会的波及効果や、費用対効果等を総合的に評価します。

1つの課題につき複数の評価委員による書面評価を実施し、評価にウェイトを付けた評価点の平均を最終的な評価点とします。

総合評価の観点等詳細については別途定めるものとします。

II 評価点

評価者は、各評価項目に関し5段階の絶対評価によって採点を行うものとします。

<評価基準>

評 価	評価点
非常に優れている	5
優れている	4
普通	3
やや劣っている	2
劣っている	1

III 推薦マークおよび推薦順位

評価者は、書面評価を行ったすべての課題に対し、採択すべき課題として推薦する課題について、専門評価では推薦マークを、総合評価では推薦順位を付すものとします。なお、推薦マーク及び推薦順位の付与方法については、別途定めることとします。

IV 意見・コメント等について

評価者は、透明で公正な評価及び提案者の今後の研究活動に寄与する観点から、提案者が理解しやすい意見・コメント等を必ず付すものとします。評価コメントについては原則としてそのまま提案者に通知することとします。

(4) 評価委員会での審議

評価委員会は、書面評価結果において評価点が上位となった課題を中心に、評価委員会会合において審議を行います。議事では、予算等を総合的に勘案した上で、最終評価点が上位となった課題を採択候補として選定します。その際、評価委員会は、必要に応じ提案者に対してヒアリングを行うことができるものとします。

審議結果について、評価委員会の委員長は総務省に対し報告を行います。

(5) 総務省による最終選定

総務省は、上記(4)の評価結果を受け、プログラムディレクター及びプログラムオフィサーの意見を踏まえて採択課題の決定を行います。

2 継続評価

(1) 評価の目的

研究開発課題の目標達成状況を確認し、進捗状況を基にその後の研究開発の計画・体制・予算を見直すために行います。

(2) 評価の対象

本評価の対象は、主として継続提案書及びその添付資料一式とし、必要に応じて採択評価時の提案書及びその添付資料一式を含めます。

(3) 評価方法について

I 評価方針

1つの課題につき複数の評価委員による評価を実施し、評価にウェイトを付けた評価点の平均を最終的な評価点とします。

評価の観点等詳細については別途定めるものとします。

II 評価点

評価者は、各評価項目に関し5段階の絶対評価によって採点を行うものとします。

<評価基準>

評 価	評価点
非常に優れている	5
優れている	4
普通	3
やや劣っている	2
劣っている	1

III 意見・コメント等について

評価者は、透明で公正な評価及び提案者の今後の研究活動に寄与する観点から、提案者が理解しやすい意見・コメントを付すものとします。評価コメントについては原則としてそのまま提案者に通知することとします。

(4) 評価委員会での審議

評価委員会は、書面評価の結果等に関して審議を行います。ただし、特に審議すべき事項（研究の中止、及びそれに匹敵するような研究計画の変更を求める必要があると判断されるもの）がない場合は、審議を省略できます。

審議に当たっては、評価委員会は必要に応じ提案者に対しヒアリングを行うことができるものとします。

審議結果について、評価委員会の委員長は総務省に対し報告を行います。

(5) 総務省による最終決定

総務省は、上記（4）の評価結果を受け、プログラムディレクター及びプログラムオフィサーの意見を踏まえて、研究の継続・計画変更・中止等の決定を行います。

3 終了評価

(1) 評価の目的

研究開発終了時における目標達成状況を確認するために行います。併せ

て、追跡評価実施の必要性を判断します。

必要に応じて、その評価結果を施策（戦略と制度）の見直しに反映することとします。

(2) 評価の対象

本評価の対象は、終了報告書及びその添付資料一式とし、必要に応じて採択評価時及び継続評価時の各提案書及びそれらの添付資料一式を含めません。

(3) 評価方法について

I 評価方針

1つの課題につき複数の評価委員による評価を実施し、評価にウェイトを付けた評価点の平均を最終的な評価点とします。

評価の観点等詳細については別途定めるものとします。

II 評価点

評価者は、各評価項目に関し5段階の絶対評価によって採点を行うものとします。

<評価基準>

評 価	評価点
非常に優れている	5
優れている	4
普通	3
やや劣っている	2
劣っている	1

III 意見・コメント等について

評価者は、透明で公正な評価の観点から、提案者が理解しやすい意見・コメントを必ず付すものとします。

(4) 評価委員会での審議

評価委員会は、書面評価の結果等に関して審議を行います。ただし、特に審議すべき事項（評価者の評価が著しく良い又は悪いもので、以後何らかの特別な対応を取ることが望ましいもの）がない場合は、審議を省略できます。

審議にあたって評価委員会は、必要に応じ提案者に対しヒアリングを行うことができるものとします。

審議結果について、評価委員会の委員長は総務省に対し報告を行います。

(5) 追跡評価実施の検討

総務省は、終了評価の評価結果を受け、終了評価実施時点における研究

開発の進捗度が不十分である場合や、派生的・副次的な成果が今後期待される場合等、追跡評価を実施すべきかについて是非を決定します。

また、その具体的方針（追跡評価の実施期間をいつにするか、どのような評価指標を用いるか等）についても決定します。

(6) 総務省による取扱い

総務省は、上記(4)の評価結果を受け、プログラムディレクター及びプログラムオフィサーの意見を踏まえて評価結果及び(5)の検討結果を公表するとともに、研究成果の公開に努めるほか、施策（戦略と制度）の見直し等を行います。

4 追跡評価

(1) 評価の目的

終了評価において追跡評価の必要性が認められると報告された場合、その他、追跡評価の実施が必要と認められる場合、終了評価後の成果の達成状況（獲得した成果とその有効性など）、当初の研究目標とは別に終了評価実施以降に獲得した派生的・副次的な成果等について評価します。

さらに必要に応じて、その評価結果を施策（戦略と制度）の見直しに反映することとします。

(2) 評価の対象

本評価の対象は、終了評価の結果、その他、追跡評価の必要性に応じて定めるものとします。

(3) 評価方法について

I 評価方針

1つの課題につき複数の評価委員による評価を実施します。各課題の評価の観点等、評価項目については、評価実施に先だって別途定めるものとします。

II 意見・コメント等について

評価者は、透明で公正な評価の観点から、提案者が理解しやすい意見・コメントを付すものとします。

(4) 評価委員会での審議

評価委員会は、書面評価の結果等に関して審議を行います。審議に当たっては、評価委員会は必要に応じ提案者に対しヒアリングを行うことができるものとします。

審議結果について、評価委員会の委員長は総務省に対し報告を行います。

(5) 総務省による取扱い

総務省は、上記(4)の評価結果を受け、プログラムディレクター及び

プログラムオフィサーの意見を踏まえて評価結果を公表することに努める
ほか、施策（戦略と制度）の見直し等を行います。

第3章 評価項目、評価の観点

1 採択評価

(1)【専門評価（第一次評価）】

評価項目	評価の観点	評価のウエイト
情報通信分野における技術的な知見向上の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策技術としての新規性、独創性、革新性、先導性等が認められるか。 ・情報通信技術の発展・向上に資する課題であるか。 	2
定量的・具体的効果	<ul style="list-style-type: none"> ・実用化・事業化により達成できるCO2 排出削減量、消費エネルギー抑制量等実施効果が定量的かつ具体的か。またその算出方法は客観的で妥当なものか。 	2
実施計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成のための具体的な実施計画が明確に設定されているか。 ・研究開発終了後比較的早期（2年程度）の実用化・事業化が可能か。またそのための取組内容は妥当なものか。 	1
予算計画、実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発の予算計画及び実施体制（研究の役割分担や責任分担、資金管理面等）は適切か。 	1

(2)【総合評価（第二次評価）】

評価項目	評価の観点	評価のウエイト
総務省が示す政策との整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・本提案の研究開発内容は、UNS 研究開発戦略プログラムⅡに示す「地球環境保全（地球温暖化対策技術）」に係る研究開発分野に位置付けられるもの、または、地球温暖化対策に資する ICT 分野の研究開発課題と位置付けられるものか。 	2
情報通信分野における技術的な知見向上の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策技術としての新規性、独創性、革新性、先導性が認められるか。 ・情報通信技術の発展・向上に資する課題であるか。 	2
定量的・具体的効果	<ul style="list-style-type: none"> ・実用化・事業化により達成できるCO2 排出削減量、消費エネルギー抑制量等実施効果が定量的かつ具体的か。またその算出方法は客観的で妥当なものか。 	2
実施計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成のための具体的な実施計画が明確に設定されているか。 ・研究開発終了後比較的早期（2年程度）の実用化・事業化が可能か。またそのための取組 	2

	内容は妥当なものか。	
予算計画、実施体制の妥当性	・研究開発の予算計画及び実施体制（研究の役割分担や責任分担、資金管理面等）は適切か。	2
競争的資金による優れた研究の継続性	・本提案は、SCOPE 又は他府省の競争的資金により実施し優れた成果を得た研究を受け継ぐものであるか。	1
評価委員会における審議	・評価委員会での審議に基づいて付与される評価点。 ※原則0点とし、特に採択すべきと認められる課題に最大5点の加点、採択すべきでないとして認められる課題に最大5点の減点ができる。	1

2 継続評価

評価項目	評価の観点	評価のウエイト
現時点の目標達成度	・研究計画上、現時点で到達すべき目標は確実に達成されているか。 ・研究開発の進捗状況は適切か。	2
今後の目標設定、実施計画の妥当性	・研究開発の最終的な達成目標及び今後の具体的な実施計画が明確に設定されているか。	1
今後の予算計画、実施体制の妥当性	・研究開発の予算計画及び実施体制（研究の役割分担や責任分担、資金管理面等）は適切か。 ・費用対効果は適切か。	1

3 終了評価

評価項目	評価の観点	評価のウエイト
情報通信分野における技術的・学術的な知見	・最終的に得られた成果は、新規性、独創性、革新性、先導性等が国際的な視点で認められるものであったか。 ・最終的に得られた成果は、関連分野に大きな波及効果を与えるものであったか。	2
目標達成度	・最終的な目標は確実に達成されたか。	2
情報通信分野特有の観点	・特許権の取得をはじめとする知的財産権に関して積極的な取り組みがなされているか。	1
予算計画、実施体制	・研究開発の予算計画及び実施体制（研究の役割分担や責任分担、資金管理面等）は適切であったか。 ・費用対効果は適切であったか。	1

追跡評価の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追跡評価の実施は必要か。 ・ 追跡評価の実施が必要あるいは不要である理由は何か。 ・ 実施必要である場合、実施時期はいつか。 <p>※当該研究終了後の適切な時期に、以下の事項あるいはその他必要な事項を把握するための評価が必要であるかについて判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の派生的・副次的な成果（波及効果など）が期待されるため。 ・ 終了評価時点における研究開発の進捗度が不十分であるため。
----------	--

4 追跡評価

評価の観点
<p>終了評価結果において「追跡評価が必要である理由」として挙げられている事項に関連する観点、その他、追跡評価に必要な観点。</p> <p>※例えば、以下の観点を評価項目に掲げる。</p> <p>「情報通信分野における技術的・学術的な知見」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最終的に得られた成果は、新規性、独創性、革新性、先導性等が国際的な視点で認められるものであったか。 ・ 最終的に得られた成果は、関連分野に大きな波及効果を与えるものであったか。 <p>「派生的・副次的な成果」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当初設定した目標以外で新たに獲得した成果（派生的・副次的な成果）が認められるか。また、それらは関連分野に大きな波及効果を与えるものであったか。

競争的研究資金制度による課題の評価について

(参考：総務省情報通信研究評価実施指針(平成 21 年 10 月改定))

	評価実施主体	評価者	主な評価の観点	評価結果の反映
事前評価 (企画・立案時)	(競争的資金制度の場合、課題の企画・立案は応募に対する提案者の発意によるものであるため、事前評価は要しない。)			
採択評価 (課題採択時)	総務省	外部専門家による外部評価(ピアレビュー等を必要に応じて活用)	<ul style="list-style-type: none"> 有効性の観点(達成目標の明確化) 効率性の観点(研究計画、体制、費用対効果) 標準化・相互接続性の観点 知的財産に関する取り組みの観点 	<ul style="list-style-type: none"> 課題の採択 研究費の配分 研究計画案の修正
継続評価 (契約更新時) ※研究開発期間が5年以上又は定めがない場合は、3年目が終了する際に中間評価を重点的に実施する。	総務省	外部専門家による外部評価	<ul style="list-style-type: none"> 有効性の観点 効率性の観点(進捗状況を基に、研究計画、体制の効率性) <p>※中間評価では、以下の観点も含め、重点的に実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準化・相互接続性の観点 知的財産に関する取り組みの観点 	<ul style="list-style-type: none"> 契約の継続・終了 研究計画・体制の見直し 研究費の変更(増・減・中止)
終了評価 (研究開発終了時)	総務省	外部専門家による外部評価	<ul style="list-style-type: none"> 有効性(採択評価時に申請された目標に対する最終的な達成度) 標準化・相互接続性の観点 知的財産に関する取り組みの観点 追跡評価実施の必要性の判断 	<ul style="list-style-type: none"> 施策(戦略と制度)の見直し <p>※研究開発終了時の事後評価において、追跡評価実施とした場合、その時期や追跡する指標等も設定する。</p>
追跡評価 (研究開発終了から一定期間経過後)	総務省	外部専門家による外部評価	<ul style="list-style-type: none"> 過去の評価の妥当性 有効性(効果の発現、波及効果) 	<ul style="list-style-type: none"> 施策(戦略と制度)の見直し

研究開発制度及び研究開発課題に係る評価の観点の例（※ 1）

（参考：総務省情報通信研究評価実施指針（平成 21 年 10 月改定））

必要性	一次的な観点として		
	目的の妥当性・戦略性（※ 2）	科学的・技術的知見の向上	独創性、革新性（ブレイクスルー）、先導性、国際的水準で見た新規性、他の研究への波及効果 等
		産業・経済活動の活性化	将来的な実用化・商品化の基礎、標準化、相互接続性、互換性、起業促進、経済波及効果、雇用創出、大容量高速化、テストベッド（実証実験） 等
		安全性・安心・信頼性の向上	セキュリティ技術、著作権保護技術、バックアップ技術、リダンダンシー（冗長性）、環境負荷低減、防災、人体への影響 等
		利便性・福祉の向上	アクセシビリティ、デジタルデバйд解消、バリアフリー（高齢者・障害者対策）、医療への応用 等
		教育・人材育成	情報リテラシー、文化振興、遠隔教育、研究人材の育成 等
		国際貢献	国際標準、国際共同観測、国際共同開発、国際技術協力 等
	二次的な観点として		
	優先性（※ 3）	緊急性	当該研究開発制度や当該研究開発課題を立ち上げる緊急性は妥当か
	国が関与する妥当性	民間実施困難	民間で実施できない性質の課題か、またそういう課題を支援するための制度か
国家の戦略		国として戦略的に実施すべきか上位計画との整合性	
有効性	想定される（又は、獲得された）効果	科学的・技術的知見の向上	独創性、革新性（ブレイクスルー）、先導性、国際的水準で見た新規性、他の研究への波及効果 等
		産業・経済活動の活性化	将来的な実用化・商品化の基礎、標準化、相互接続性、互換性、起業促進、経済波及効果、雇用創出、大容量高速化、テストベッド（実証実験） 等
		安全性・安心・信頼性の向上	セキュリティ技術、著作権保護技術、バックアップ技術、リダンダンシー（冗長性）、環境負荷低減、防災、人体への影響 等
		利便性・福祉の向上	アクセシビリティ、デジタルデバйд解消、バリアフリー（高齢者・障害者対策）、医療への応用 等
		教育・人材育成	情報リテラシー、文化振興、遠隔教育、研究人材の育成 等
		国際貢献	国際標準、国際共同観測、国際共同開発、国際技術協力 等
効率性	達成目標・実施計画の妥当性	研究開発の達成目標・実施計画が具体的かつ明確に設定されているか	
		達成目標の実現性	
		研究開発の達成目標・実施計画は技術動向等の変化に対応したものか（成果が陳腐化しないか）	
		目標達成度の測定指標の妥当性	
		実用化等、成果の活用・展開に向けた計画	
		類似の研究開発課題、制度と重複はないか	
		（継続・事後評価について）目標は達成されたか、あるいは進捗状況は順調か	
	研究実施体制の妥当性	十分な研究設備、研究者の確保、研究管理能力等	
		情報収集能力、情報発信能力	
		（特に複数の研究開発機関による共同研究の場合、）分担内容の適切さ、連携体制の効率性	
		情報技術の活用等による合理化に向けた取り組み	
		研究者のエフォート	
	予算計画の妥当性	研究開発機関の経営基盤の安定性（経済的安定性はあるか）	
予算額の妥当性（適宜、費用対効果を検討する）			
（継続・事後評価について）予算の執行状況（当該研究開発を円滑に進めるために適時・適切に執行されていたか）			

（※ 1）：研究開発制度の評価では、有効性、効率性の観点については、当該制度による研究開発課題の評価結果を基に、これらの総体として見る。

（※ 2）：これら国として実施すべき政策目的のうち、どのようなものを研究内容に包含しているかを明確化することが重要であり、合致する政策目的が多ければいいという性格のものではないことに留意すること。

（※ 3）：研究開発を実施する資源は有限であり、複数の課題がある中から、より優先的に実施する必要がある際に、研究開発の性格を考慮しつつ、参考にするべき観点。